

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成26年10月15日付け26医大総第313号で行った「公立大学法人福島県立医科大学役職員倫理規程に基づく贈与等の報告書及び報告書等の一覧表（平成21年度～平成26年度）」外1件の公文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成26年9月1日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「贈与等報告書全て。その他、利益相反関係を示す情報全て。」という内容の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、条例第12条第2項の規定により開示決定等の期間を平成26年10月16日まで延長する決定を平成26年9月9日付けで行い、異議申立人に通知した。
- 3 その後、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書のうち「公立大学法人福島県立医科大学役職員倫理規程に基づく贈与等の報告書及び報告書等の一覧表（平成21年度～平成26年度）」外1件（以下「対象公文書」という。）については取得・作成していないため不存在であるとの理由で、条例第11条第2項の規定により平成26年10月15日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は本件処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により平成26年10月19日付けで実施機関に対して異議申立てを行い、実施機関は、同月22日に異議申立書を収受した。
- 4 実施機関は、当該異議申立書の本件処分を行った者についての記述に誤りがあったため平成26年11月7日付けで異議申立人に対して補正を命じ、異議申立人は、当該補正命令に従って補正した平成26年10月19日付けの異議申立書を同年11月12日に実施機関に対して提出した。
- 5 実施機関は、平成27年3月17日付け26医大総第472号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求した公文書の全部開示決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容から、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求で異議申立人が指定した年度内に福島県立医科大学の役職員が贈与

- を受け、講演し、又は出版したことが全くないとは考えられない。
- (2) 福島県立医科大学の役職員が得た講演等の対価については、本来は、営利企業等への従事許可申請書関連ではなく贈与等報告書関連に記載すべき情報である。
 - (3) 公立大学法人福島県立医科大学役職員倫理規程（以下「倫理規程」という。）に基づく贈与等報告書等の一覧表については、これを作成していない年度があるので、当該作成していない理由を明示すべきである。
 - (4) 毎年2,000件を超える申請書等が提出されている事実があるかどうかを確認してほしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書を不開示とした理由は、公文書不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求の対象となる公文書については、異議申立人の意向を確認した結果、倫理規程に基づく贈与等報告書及び講演等の承認申請書等並びに公立大学法人福島県立医科大学職員兼業規程（以下「兼業規程」という。）に基づく兼業申請書及び兼業許可書等の一覧表であって、それぞれ平成21年度から本件開示請求があった日までの期間（以下「対象期間」という。）におけるものであると解した。
- 2 職員が報酬を得て講演等をしようとする場合の手続については、全事案について、正規職員にあつては兼業規程に基づく許可手続を、非正規職員にあつては倫理規程に基づく承認手続を経る運用としている。その理由は、正規職員が報酬を得て講演等をしようとする場合の制限の度合いは倫理規程よりも兼業規程の方が強く、倫理規程においては兼業規程による許可を得てする講演等については承認申請の対象から除かれていることから、正規職員の営利企業の事業への関与については兼業規程を適用することにより厳格に管理する必要があるためである。
- 3 したがって、対象期間中においては正規職員の講演等の申請について倫理規程に基づき処理した事案は皆無であり、当該事案に係る公文書は保有していないので不開示としたものである。また、平成21年度及び平成22年度においては非正規職員の講演等の申請がなかったことから、公文書を保有していないので不開示としたものである。なお、対象期間中に正規職員の講演等の申請を兼業規程に基づき処理した事案及び平成23年度以降に非正規職員の講演等の申請を倫理規程に基づき処理した事案は存在するので、それぞれの事案に関して保有する公文書については別途一部開示決定を行い異議申立人に開示したところである。
- 4 倫理規程に基づく贈与等報告書等の一覧表については、年間の処理件数が少なく、一覧表を作成しなくても事案の検索、管理等に支障がないので作成していない。
一方で、兼業規程に基づく営利企業の従事許可については、年間2,000件超の申請事案を処理していることから、事案の検索、管理等を容易にする必要があるので、事案の内容を整理した一覧表を作成している。
- 5 年間2,000件を超える申請書等が提出されている事実の有無に関しては、書類の現物を持参したので確認願いたい。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、異議申立人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件開示請求の対象公文書の存否について、以下判断するものである。

2 本件開示請求の対象公文書の特定について

実施機関から当審査会に提出された電話受理（照会）票によれば、実施機関は、平成26年9月2日に異議申立人に本件開示請求の対象となる公文書について確認し、開示に向けた準備を進めたが、先の確認で異議申立人が開示を求めた公文書の量が膨大になることが判明したため、同月9日に異議申立人の意向を再度確認している。この際に、実施機関は、開示を予定する公文書の量について情報提供した上で、異議申立人の費用負担を考慮し、兼業規程に基づく公文書については一覧表で、倫理規程に基づく公文書については一覧表がないので同規程に基づく個々の承認申請書等を開示する方法を提案し、異議申立人の同意を得ている。

この点に関しては、異議申立人と実施機関との間に争いはなく、実施機関の行った公文書の特定に瑕疵があるとは認められなかった。

しかし、上記電話受理（照会）票には実施機関が異議申立人に対して第4の2の運用に関する説明をした形跡はなく、公文書不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明においてもその説明を行った事実は確認できなかった。

このことについては、実施機関が当該運用に関する説明をしなかったことが直ちに本件処分を左右するほどの影響があるとは認められないものの、結果的に実施機関と異議申立人との間で開示又は不開示されることとなる公文書の認識に齟齬を生じさせる原因となったといえるものであるので、当審査会としては、今後は、かかる齟齬を生じさせることがないように開示請求者に対して十分な情報提供を行った上で決定がなされるよう実施機関に望むものである。

3 本件開示請求の対象公文書の存否について

(1) 倫理規程に基づく承認申請書等の存否について

異議申立人は、「当該請求で指定した年度内に福島県立医科大学の役職員が贈与を受けたり講演したり出版したりしたことが全くないとは考えられない。」と主張するが、これは「当該請求で指定した年度内に福島県立医科大学の役職員が贈与を受けたり講演したり出版したりすることによる倫理規程の適用事案が全くないとは考えられない。」という趣旨の主張であると解する。これに対し、実施機関からは、役職員が報酬を得て講演等をしようとする場合には兼業規程を適用していることから、対象期間中に倫理規程を適用した事案は無く、当該事案に係る公文書は保有しておらず不存在であるので不開示としたが、一方で、対象期間中に兼業規程で処理した事案は存在するので、これについては別途一部開示決定

を行い、異議申立人へ開示したとの説明があった。また、非正規職員についても、平成21年度及び平成22年度を除いては倫理規程に基づく講演等の承認申請があったので、一部開示決定を行い異議申立人に開示したとの説明があった。

当審査会において兼業規程及び倫理規程のそれぞれの規定を確認したところ、倫理規程第13条では、役職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を使用とする場合の講演等承認申請書の提出に関しては「兼業許可を受けてするものを除く。」と規定されており、兼業規程第6条第1項では同条に規定する営利企業の兼業をしようとする場合には理事長の許可を受けなければならない旨を、同条第2項では兼業の許可要件を規定しており、さらに、同規程第7条では職員の営利企業への従事制限について規定していることが確認された。

また、実施機関が持参した職員の講演等に係る申請書等については、当審査会においてA4版ファイル約20冊分の書類が現存することを確認しており、年間2,000件を超える申請書等処理しているとの実施機関の説明に特に不自然又は不合理な点は認められなかった。

以上のことから、「当該請求で指定した年度内に福島県立医科大学の役職員が贈与を受けたり講演したり出版したりしたことが全くないとは考えられない。」との異議申立人の主張は認められず、また、本件対象公文書を保有していないことについての実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められなかった。

(2) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、役職員の講演等について、「営利企業等への許可申請関連ではなく、贈与等報告書関連に記載すべき情報である。」であると、倫理規程に基づく贈与等報告書等の一覧表については「年度によっては、一覧表を作成していない理由を明示すべきである。」と主張する。しかし、異議申立人の前者の主張については実施機関における兼業規程及び倫理規程の運用の問題であり、当該運用の適否については当審査会の判断するところではない。また、異議申立人の後者の主張については、実施機関の第4の4の説明に特に不自然又は不合理な点は認められなかった。

4 結論

以上のことから、本件開示請求の対象公文書を実施機関が保有していないことについては、実施機関の説明に不自然又は不合理な点は認められず、また、他に公文書の存在を推認させるような事情も認められないことから、本件処分は妥当である。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 3月23日	・ 諮問書受付 ・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成28年 2月 1日	・ 実施機関から公文書不開示決定理由説明書の提出
平成28年 2月 4日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成28年 2月26日	・ 異議申立人から意見書の提出
平成28年 3月 2日 (第241回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成28年 6月17日 (第244回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成28年 7月13日 (第245回審査会)	・ 審議
平成28年 8月 5日 (第246回審査会)	・ 審議
平成28年 9月 7日 (第247回審査会)	・ 審議
平成28年10月25日 (第248回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成28年12月13日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者